

## 恵那市通学路安全推進協議会 規約

(名 称)

第1条 本会は「恵那市通学路安全推進協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、恵那市において、児童生徒が安全に通学できる通学路の確保のため、関係機関が連携し、継続的に安全対策を実施するために策定した「恵那市通学路交通安全プログラム」の実現に向け検討を行うことを目的とする。

(構 成)

第3条 協議会は、学校関係者、道路管理者及び道路に併設する施設管理者、警察関係者などにより構成する。

(会 長)

第4条 協議会には、会を代表する会長及び副会長を各1名置く。

2 会長は、恵那市教頭会会長が務め、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、恵那市教頭会副会長が務め、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会 議)

第5条 協議会は会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 協議会の委員報酬は支給しない。

(幹事会)

第6条 協議会には会の運営、委員等の連絡調整などを行う幹事会を設置する。

2 幹事会には幹事長を1名置き、幹事長は恵那市教育長が務める。

3 協議会の進行及び関係機関等への連絡調整は、恵那市教育委員会学校教育課、恵那市役所建設部建設課、同農林部農政課、同総務部危機管理課が行う。

(解 散)

第7条 協議会は、所期の目的を達成したとき解散するものとする。

(その他)

第8条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、協議会に諮って会長が定める。

附 則

この規約は、平成26年10月21日から施行する。

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

この規約は、平成29年6月9日から施行する。